

# 個別規程 IIJ SmartKey マネージメントサービス

平成 30 年 1 月 1 日現在  
株式会社インターネットイニシアティブ

## 第 1 条(品目)

IIJ SmartKey マネージメントサービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
エンタープライズ	登録 ID 数に応じた課金を行うもの
サービスプロバイダ	認証成功回数に応じた課金を行うもの

## 第 2 条(最低利用期間)

IIJ SmartKey マネージメントサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ SmartKey マネージメントサービス契約」といいます。)における最低利用期間はありません。

## 第 3 条(利用資格)

IIJ SmartKey マネージメントサービスを利用するには、当社が提供する IIJ ID サービスの契約者である必要があります。

## 第 4 条(契約内容の変更)

契約者は、IIJ SmartKey マネージメントサービスの品目につき、その変更(暦月単位での変更に限ります。)を請求することができるものとします。

## 第 5 条(利用条件)

契約者は、IIJ SmartKey マネージメントサービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) IIJ SmartKey マネージメントサービスの対象とする移動無線機器の用意
- (2) IIJ SmartKey マネージメントサービスの対象とする移動無線機器の設定
- (3) 当社が提供するソフトウェア(以下「IIJ SmartKey(ソフトウェア)」といいます)の取得
- (4) 当社が指定する方法による IIJ SmartKey マネージメントサービスを利用するために必要な設定
- (5) 前 4 号に定める事項のほか、当社が個別に指定するもの

2 契約者は、前項第 3 号に定める IIJ SmartKey(ソフトウェア)の利用の場合において、別途当社が定める IIJ SmartKey(ソフトウェア)に関する使用許諾条件を遵守するものとします。

3 第1項及び前項に定める事項を契約者が遵守していただけない場合には、IIJ SmartKey マネージメントサービスを提供できないことがあります、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

## 第6条(解除の効力が生ずる日)

IIJ SmartKey マネージメントサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

## 第7条(料金)

契約者が、IIJ SmartKey マネージメントサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙1のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務はIIJ SmartKey マネージメントサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

## 第8条(保証の限定)

IIJ SmartKey マネージメントサービスは、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) IIJ SmartKey マネージメントサービスが常に利用可能であること
- (2) IIJ SmartKey マネージメントサービスにより管理されたデータが消失、毀損、破損しないこと及び復元可能であること
- (3) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的の適合性

2 当社は、IIJ Smartkey マネージメントサービスの提供にあたり、IIJ SmartKey(ソフトウェア)に起因するいかなる事象(IIJ SmartKey(ソフトウェア)の仕様変更による場合を含みます。)についても、契約者に対して責任を負いません。

## 第9条(機能の制限)

IIJ SmartKey マネージメントサービスの提供に関し当社が利用する第三者のサービスにより、IIJ SmartKey マネージメントサービスが利用できない又は利用に係る機能が制限される可能性があります、当社は、当該場合において契約者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。

## 附則

平成28年3月1日施行

この契約約款は、平成28年3月1日から実施します。

平成 30 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

## 別紙 1 IIJ SmartKey マネージメントサービスにおける料金等 [第 7 条 関係]

### 1 初期費用

品目	料金
エンタープライズ	0 円
サービスプロバイダ	0 円

### 2 月額費用

品目	細目	料金
エンタープライズ	月額基本料	別途契約者に示す金額
	アカウント使用料	別途契約者に示す金額
サービスプロバイダ	月額基本料	別途契約者に示す金額
	認証 API 使用料	別途契約者に示す金額

### 備考

(1)アカウント使用料は、一アカウント毎にその利用日数に基づいた日割係数(小数点第四位を切り捨てます。)に別途契約者に示す金額を乗じた額を算出し、全利用アカウントについて総計した額とします。

(2)認証 API 使用料は、利用月の累計認証成功回数に応じて算出した額とします。